(5)　法第二二三条において読み替えて準用する不動産登記法第二二条の申請人は、登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合には、登記識別情報の提供に代わる措置として、登記義務者の代表者又は代理人が電子署名を行った申請情報に当該電子署名に係る電子証明書であって法務省令で定めるものを併せて提供する措置等を講じなければならないこととした。（第一六条関係）

(6)　企業価値担保権の登記の申請をする場合等には、登記原因を証する情報等をその申請情報等と併せて登記所に提供しなければならないこととした。（第一七条関係）

(7)　法第一九三条第三項第三号等に掲げる登記の嘱託は、それぞれ一の嘱託情報によってしなければならないこととした。（第一八条関係）

3　事業性融資推進本部

(一)　事業性融資推進本部の庶務は、金融庁監督局総務課において処理することとした。（第一九条関係）

(二)　(一)に定めるもののほか、事業性融資推進本部の運営に関し必要な事項は、事業性融資推進本部長が本部に諮って定めることとした。（第二〇条関係）

4　雑則

内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限及び企業価値担保権信託会社に関する権限の財務局長等への委任について定めることとした。（第二一条及び第二二条関係）

5　附則

(一)　登記に関する経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

(二)　この政令は、法の施行の日（令和八年五月二五日）から施行することとした。

◇事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二四号）（金融庁）

1　関係政令の整備

銃砲刀剣類所持等取締法施行令、中小企業等協同組合法施行令、国税徴収法施行令、農業協同組合法施行令、金融商品取引法施行令、信用金庫法施行令、国土利用計画法施行令、森林組合法施行令、外国為替令、銀行法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫法施行令、貸金業法施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、水産業協同組合法施行令、保険業法施行令、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令、確定拠出年金法施行令、農林中央金庫法施行令、信託業法施行令、信託法施行令、株式会社商工組合中央金庫法施行令、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令、職員の退職管理に関する政令、無尽業法施行令、資金決済に関する法律施行令、復興特別所得税に関する政令、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令、金融庁組織令、金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令の規定を整備することとした。（第一条～第三〇条関係）

2　経過措置

事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第三二条の免許を受けようとする者は、法の施行の日前においても、法第三四条の規定の例により、その申請を行うことができることとした。（第三一条関係）

3　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日（令和八年五月二五日）から施行することとした。

政　令

地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百三十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第一項及び第二項、同条第四項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の六第三項、第七百四十七条の八第一項及び第七百四十七条の九並びに地方自治法第二百四十四条の六第三項、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第十八項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条及び第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」を「第六章　情報システム　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に改める。

第二編中第十一章を第十二章とし、第六章から第十章までを一章ずつ繰り下げ、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　情報システム

（地方自治法第二百四十四条の六第三項の指針及び助言の対象から除く執行機関）

第百七十三条の七　地方自治法第二百四十四条の六第三項に規定する政令で定める執行機関は、公安委員会とする。

第二条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第二編第六章中第百七十三条の七を第百七十三条の八とし、同編第五章第十節中第百七十三条の六を第百七十三条の七とし、第百七十三条の五を第百七十三条の六とする。

第百七十三条の四中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同条を第百七十三条の五とし、第百七十三条の三の次に次の一条を加える。

（特定歳入等の収納）

第百七十三条の四　地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

二　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第二十一条の二に規定する地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金